

第37回日韓経済経営学会国際学術大会発表概要
「日本の損害保険金不払いと火災保険過収問題の要因と影響」
一 料率自由化から寡占化への移行と問題点を踏まえて一

中央大学大学院経済研究科博士後期課程 管野 啓一

はじめに

損害保険は、自動車保険、火災保険、傷害保険、新種保険等を指し、物保険、人保険、賠償保険等で構成され、生命保険とは区別されている。料率自由化以前の算定会料率は1948年に導入され、1998年まで料率の同一化が行われていた。料率は料率算定会¹が事故全体の状況を把握し料率を算出し、各社がこれを適用する料率であった。それが50年続き1998年料率が自由化され、商品選択幅は増えたものの、料率競争、特約競争、サービス競争が起き、同時に寡占化が推進された。その過程で起こったのが保険金不払問題、火災の過収問題の発生であった。本稿はその要因と影響を料率自由化から寡占化への移行と関連させ、その要因と影響を検討する。

第1章 総合金融化の破綻と料率自由化 総合金融化と料率自由化の関係を簡単に振り返る。

第1節 損害保険とは

損害保険の特徴の第1は保険会社契約者から保険料を受け取り事故時に支払いをするが営業保険料のうち純保険料が保険金支払時に充当される。(図1-1) 掛け捨て営業保険料は純保険料+付加保険料で構成される。第2は保険が巨大リスクに備えて再保険機能を有することである。保険会社が、引受けた保険契約が一度の大災害で巨額な支払い保険金が発生し経営が不安定になることを避けるために、元受契約を他の保険者に保険料を支払って引き受けて(再保険)もらいリスク移転・分散を行っている。保険の特質は第1に原価の事後確定性である。純保険料に相当する支払い保険金部分が保険契約時に不確定であることであり、その金額を過小評価しやすく競争時には料率引下げの誘因になるので強い規制が必要となるのである。第2に供給の制約がないこと 第3に品質がわかりにくいこと。第4に在庫がないことである。

図1-1 営業保険料の構成(算定会料率) 算定会料率=料率算定会が算出する料率、純保険料+付加保険料

営業保険料			
純保険料	付加保険料		
↓	↓		
保険金	事業費		利潤
	社費		
	人件費	物件費	
↓	↓		

保険金支払いファンド

社費：「護送船団方式」は効率の低い企業に合わせた

純保険料=保険金充当部分、付加保険料=事業費+利潤=人件費+物件費+代理店手数料+利潤

事業費率=事業費/営業保険料、損害率=保険金/営業保険料、コンバインドレシオ=事業費率+損害率

¹ 「損害保険料率団体に関する法律」に基づき設立された料率を算出する機関

第2章 料率の自由化とその影響

第1節 総合金融化の破綻と急激な保険料率の自由化の背景

この項では第一火災、生保等の総合金融化破綻を受けて、急激な料率自由化の経緯を整理する。料率自由化の進展には4つの大きな流れがある。1つは国内の動きで1996年の改正保険業法施行までの動きである。2つ目は多国間協議としてウルグアイラウンドにおける金融・保険自由化の動きである。3つ目に日米2国間での協議である。4つ目に以上3つを融合した「金融ビッグバン」と金融改革法案である。

1-1 国内の自由化

まず国内の動きである。保険審議会の流れは、占領政策「変更」による経済復興のもと保険業界は1959年大蔵省の諮問機関として保険審議会を設立した。その後保険審議会答申が出され、1969年保険審議会答申（自由化答申）を軸に経営の効率化、担保の拡充、統一経理基準づくりが70年代以降進化した。又、銀行・証券を中心とする金融制度審議会の影響を受けながら、損害保険業界は貿易自由化、国際化に対応し1981年保険審議会答申（黒船答申）で本格的に総合金融化に進んでいく。1987年には保険審議会答申（東海答申）が発表され、積立金融商品発売、事業領域の拡大等総合金融化路線に大きく道を開いていった。1989年頃から銀行・証券参入問題の影響を受け、1992年保険審議会答申で初めて生損保一体として答申が行われ生損保参入の審議が進んでいった。1996年4月保険業法が改正され概要は次のとおりである。(1) **規制緩和・自由化**—第三分野における生損保の保険会社本体による引き受け、子会社方式による相互乗り入れが可能となった他、保険商品・料率の届出制の導入、保険仲介人制度の導入、募集規制の見直し (2) **健全性の維持**—ソルベンシー・マージン（支払余力）基準による健全性の早期チェック、保険契約者保険基金の規定、(3) **公正な事業運営の確保**—ディスクロージャー制度、クーリング・オフ（契約撤回請求権）の規定等である。この国内の流れが審議会を通して比較的ゆっくり進められていった。

1-2 2国間の動き（日米構造協議と日米保険協議）

日米2国間の動きとして日米構造協議の流れから日米保険協議が進展し、急激な料率自由化が進められていった。1989年日米構造協議がスタートし、米国より構造的問題が指摘され、保険分野も護送船団方式が規制緩和の対象となり1993年に発足したクリントン政権が、同年日米首脳会談で日米包括協議項目として保険が取り上げられる。その後日米包括協議における保険は、自動車、政府調達と切り離し、個別に保険協議として開始され何度も日米の話し合いが実施された。1994年10月一旦保険協議完了を迎えた。

ここで重要なのは、第三分野の生損保総合参入についての留意であった。しかし米は保険協議で第三分野の自由化について、既得権侵害を主張しはじめ、自由化を遅らせることを目的に1995年12月日米保険協議を再燃させる。1996年11月橋本内閣が成立し、金融ビッグバンを宣言する。六大改革のうち中心は金融改革であり、橋本総理は自らの権限で、難航している日米保険協議の解決をあと押しする。1996年12月第三分野激変緩和措置（2年間半据置き）と引き換えに、

「米は自動車保険通販の導入と算定会料率廃止に伴う自動車保険料率自由化を要求²」し、大蔵省は受入れ日米保険協議が決着した。実はこの経緯で大蔵省は、保険業界と事前打合せをしないままに進め、業界は混乱した。大蔵省は保険業界との関連を次のように述べている。「乱暴なやりかただったが、外為法改正の時と同様に、業界からの意見は聞くが最終案については全く根回しをせずにアメリカとその交渉を極秘裏に進めた³」、それを受けて保険業界もコメントしている。当時の井口損害保険会長は「消費者利益を全く無視した理不尽な要求を米側が次々と出すという、大変不条理な協議であり、腹正しさを禁じ得ない⁴。」と述べた。つまり大蔵省は保険業界の合意を得ずに、進めたことを明らかにしている。このような経過で1996年12月15日日米保険協議は決着した。決着内容は①**主要分野の規制緩和・算定会料率使用義務の廃止**、リスク細分型自動車保険認可・火災保険アドバイザー制度拡大・届出制対象種目拡大、②**子会社による第三分野（疾病、傷害、介護）への参入条件**、生保の損保子会社および損保の生保子会社について、激変緩和措置として一定の販売制限を実施し、激変緩和措置の解除基準は主要分野の規制緩和終了後、2年半後に解除するというものである。保険料率の自由化の決定経過は、このように保険業界に事前に打診がないまま進められたというのが現実である。政府にとってもバブル崩壊で銀行、生保等が不良債権を抱える中で、金融改革の成果をいち早く打ち出すことで総合金融化破綻の受け皿として米国と大蔵省によって料率自由化が一気に進められたのである。この経緯が重要である。

1-3 2国間の動き（スーパー301条と建築基準法）

さらに並行して2国間の動きに通商問題がある。米国の金融の自由化路線は、1984年の「日米円ドル委員会」の設置を基軸として進められた。米国はそれまでの軍事化、産業の空洞化を反省することもなく日本への経常黒字への非難を強めていく。そこで日本政府は1985年プラザ合意、急激な円高を誘導され、内需拡大を表明するが米国の対日赤字はいつこうに改善しない。米国は1974年通商法により通商代表部（USTR）が設けた。貿易政策の権限を集中させ、89年には「スーパー301条⁵」が発動された。この時スーパーコンピューター、人工衛星、木材が取り上げられた。保険に関するのは木材の取扱いであった。木材について米は日本の建築基準法や製品規格等が米製木材の輸入を妨害していると非難していた。そして1995年の阪神淡路大震災を契機に「住宅性能表示制度」が導入され、建築基準法の改正が進められ、従来の「仕様規定」から「性能規定」へ変更をした。

1-4 日米保険協議と金融改革法案

1996年11月橋本内閣が成立し、金融ビックバンを宣言する。六大改革のうち中心となったのは金融改革であった。橋本総理は自らの権限で、難航している保険協議の解決をあと押しした。1998年12月の保険業法の改革はこの金融システム改革の関係法律の整備等に関わる法律24本を一括して改正したものの一環としての改正であった。その中に料率団体法の改正が含まれ

² 榊原英資 [2000] p.162.

³ 榊原英資 [2000] p.162

⁴ 損保協会会長井口会長 [1996] 保険毎日（12月20日号）

⁵ 1988年8月に「包括通商・競争力法」を制定しその中の一方的報復条項である301条

(1998年7月施行)それは算定会料率の使用義務の廃止であった。他に保険契約者保護の創設、早期是正措置制度の導入、保険会社子会社の業務範囲の明確化と金融業態間相互参入、第三分野激変緩和措置等の適用が行われた。料率の自由化の背景としてもう一つは、IT技術の発展である。これによってオンライン化が可能となり、情報の伝達がメール化し、経営の効率化、代理店のオンライン化 自動車保険等の見積りの作成が可能になった。次にこの急激な料率の自由化の実態を検討する。

第2節 料率自由化の実態

2-1 料率割引競争

ここでは料率の自由化の実態を詳しく見ていこう。1998年7月算定会料率の一律使用義務が廃止され、2年の経過措置を経て2000年7月から各社個別の料率に完全移行した。そして2002年7月損害保険料率算出機構が業務を開始する。その結果なにが起きたか。火災保険や自動車保険(フリート契約も含む)で、企業系の物件にビット(ダンピングレート)が適用され、割引競争が始まった。商品も自動車保険を中心に保険料が下がりはじめ、各社基本契約の料率に特約を多発化することで、料率を引き上げたが、商品がより複雑化してしまった。

2-2 リスク細分型自動車保険

まず自動車保険の料率自由化から検討する。まずリスク細分型自動車保険と通販の導入である。その導入の背景はITを利用したがその特徴は保険のリスクを細分化し、きめ細かな保険料体系を実現し、低減な保険商品を実現した。リスク要因として今までの自動車保険にはなかった評価項目が登場した。・年齢条件の拡大・性別・運転歴・その他車の使用目的・車の安全装置の有無・年間走行距離、地域・車の所有台数等である。アメリカンホーム保険会社は、1997年9月1日に「リスク細分型自動車保険」の認可を取得し発売開始する。そして通販とリスク細分型を組み合わせて通販型自動車保険を拡大した。この動きで外資による新規参入が相次ぎ、宣伝広告等が使われ、安い保険料というイメージが広がった。しかしこのように通販自動車保険に新規参入が相次いだが一歩を除いて撤退ないし吸収された。

2-3 人身傷害をはじめとする自動車保険特約

それに対して国内損保は東京海上を中心として査定網の既存体制を充分いかした商品の差別化競争を展開し、自動車保険TAP(人身傷害新設)が新商品として発売された。その後特約として安全装置特約、対人臨時費用特約、対物超過修理特約、車両保険新価特約、弁護士費用特約、代車特約、ロードサービス費用補償特約等である。より商品が複雑化した。

2-4 査定サービスの変貌

次に査定サービス競争激化による実態を確認する。以下大手を中心に24時間体制、365日稼働体制が始まり、多くの特約により混乱と業務の増大が進んだ。そして保険とは無関係なレッカーサービス競争等が導入された。下記の表は1997年11月現在で、項目順に・事故受付・初動サービス・新損調システム・時間延長/休日営業・その他サービスの順等である。

東海: 97年4月より休日事故サービス急行サービスを東京で実施。10月名古屋・大阪へ拡大。96年12月「新パソコンシステム」を本格稼働。一人一台PC配布、97年2月東京・横浜で休日事故相談窓口開設、

安田：97年9月「対人事故休日SOS」及び「火災事故休日SOS」を施行実施。軽物損の場合7日以内の支払いを目指す。97年10月「土日、休日お客様相談センター」を新設。事故車両画像伝送システムを利用した保険金早期サービス推進。

三井：97年10月火災事故・漏水事故の24時間365日現場急行サービスを東京・神奈川・埼玉・千葉で開始。97年1月に事故見積りシステム「アウダネオ」導入。98年8月より新損調システム「早枝」を展開。97年9月より都内10拠点で損害窓口業務を午後7時まで延長。96年度から「損調かわります運動」を3年間実施。97年10月、JAFと提携し、ロードサービスを中心とした。「ヘルプデスク24」を開設。

住友：97年10月自動車の「休日事故アドバイスサービス」を開始。97年7月より「新自動車サービスACTIVE」を稼働。事故担当者に1800台のパソコン配備、事故受け付けから保険金支払まで一元管理。保険金支払所要日数の短縮、顧客サービスの充実を図る。97年10月総合職社員による休日事故相談を開始。

以上大手を中心にした料率自由化前後の実態である。各社のサービスセンターは急変し、サービス競争が激化した。これに伴い損保労働者の長時間労働、労働強化もより広範に及んだ。

第3章 寡占化の特徴と影響

第1節 料率自由化から寡占化

以上の料率自由化の実態を踏まえ、どのように寡占化に進んでいったのかを検討する。料率競争の影響は、前述のように、料率、特約、サービス競争を乗り越えるための差別型商品開発を必要とし、そのための収益拡大が求められた。それは1990年代後半から収保が停滞する中で、損害率の改善が進まず、短期収益の拡大が求められ事業費の削減が求められた。それが急激な経営の効率化であった。また、規制緩和・自由化の進展はグローバル化とIT化を進め、金融業界に波及し、経営効率化の要因として働き、寡占化に拍車を掛けていくことになった。商品、サービス、特約競争を遂行していく上で、急激に求められたのが損保経営の新しいビジネスモデル「短期収益の拡大と事業費率の削減」であった⁶。

1-1 全体の特徴と影響

この節では寡占化（合併・吸収中心）が、損保業界全体にどのような特徴と影響を与えたのかを検討する。損保経営は3大グループの寡占化でグローバル化に対応した海外戦略を進め、国内では「合理化」路線を強め、労使協調路線による経営協力体制を強めていった。またオンライン化進展によるシステム投資を行ない、新商品の安定した供給体制をはかるため代理店の募集網の効率的統一をすすめ、人件費、物件費に焦点をあてた「合理化」を強め、損保業界全体が「効率化」の局面に突入していった。

1-2 統合・合併による全体の業績面からの分析表 合併前・合併後（単位：億円）

損保経営が寡占化を進めた結果、損害率・物件費・人件費における効率化を伴う競争になった。寡占化による損保業界全体業績の合併前・合併後の分析表は2-1表のとおりである

表2-1 全社業績面からの分析表 合併前・合併後（単位：億円）

⁶ 『日本の損害保険ファクトブック 2002年版』日本損害保険協会（2003年6月号）

指標 (年度)	1996 年度	2002 年度	2005 年度
正味収入保険料(億)	72281	73288	75321
損害率 (%)	48.3	50.1	56.2
事業費率 (%)	39	34.6	32.2
コンバインドレシオ (%)	87.3	84.7	88.4
当期利益 (億)	1007	748	2993
総資産 (億)	303581	303973	366937
従業員(人)	114358	91188	84959
拠点数 (数)	6599	3752	3216

(出所)『インシュアランス損保保険統計号 1996年版～2005年版』保険研究所より

上表のとおりこの表 2-1 から事業費率は、39%から 32.2%と 7%近くの低下で、その内訳としては従業員が、この 9 年間で 29399 人削減され、店舗数は 3383 店舗が減少している。大手の損害保険会社 1 つが、消えてなくなる規模といえる。他方で、正味保険料が停滞するなかで収益は 1007 億から 2993 億と約 3 倍にのぼっている。したがって表 2-1 から全体の特徴を整理すると、寡占化の合併の推進力は、新しいビジネスモデルである「短期収益の拡大と事業費率効率化」が中心であることがわかる。損害率も、この時期悪化傾向が続いたため、損益を重視する経営に求められたのは、事業費率の徹底した低下をはかることであった。次に展開するのは寡占化による損保労働者への影響である。これは雇用の削減だけでなく、様々な雇用形態を採用し合理化が進められた。その形態は、雇用削減、希望退職を筆頭に賃金の抑込、雇用の多様化とそれに伴う働き方の移行や処遇低下であり、産別労働組合への攻撃である。

第 2 節 第 1 次寡占化雇用形態

次に雇用形態について具体的に検討する。1990 年代後半からの社会的動きについてまず触れておきたい。(1)1995 年日経連「新時代の日本的経営」を発表する。財界の「労働計画書」ともいわれるが損害保険業界にも影響する。(2)1998 年労働基準法改正、有期雇用上限規制緩和する。(3)1999 年労働者派遣法、派遣労働の対象拡大、損害保険業界にも適用可となる。損害保険経営は、こうした動きに呼应し採用した。実態は次のとおりである。

I.雇用の多様化と働き方の変化

損害保険において人事諸制度の変更で総合職、一般職、業務職といった雇用区分から全国社員、エリア社員、職種限定社員となり、その他に嘱託、派遣社員、アルバイト・パートといった多様な形態が混在するようになった。従来の仕事内容も各層にシフトされた。総合職が従来担っていた業務や役割に変化が生じた。中小代理店から大型代理店の対応は、総合職から一般職へ移行する。そして新規代理店開発、中小企業の実業は総合職が行なった。

II 希望退職等を含めた従業員の削減

表 2-1 全体で 1996 年から 2005 年まで 9 年間の従業員 29399 人減。店舗 3383 店減である。2000 年 3 月合併前、日本火災と興亜火災保険両社希望退職実施する。2001 年 4 月千代田、大東

京両社で希望退職募集する。2002年4月東京海上日動「3年間で2500名の人員削減」発表する。安田火災、大成火災(2140名、1997年)に破綻手続きを強いる。

III 賃金の抑制

共栄火災ミレアグリープ参加直前ビクトリープラン提案する。年10%カット臨給削減を提案、実施する。安田火災、合併・吸収後、日産・大成火災に対し、異なった賃金体系を適用する。個人業績、会社業績による臨給月数をコントロールする。とりわけ臨時給与に焦点があてられ、3月臨給をはじめとする支給月数の削減や臨給対象項目・額の削減。会社の業績に応じて臨給月数のコントロールがおきた。個人業績等にも臨給に各社で導入された。

IV 成果型賃金体系等移行

東京海上日動を中心として各社に波及する。年棒制の移行、人事諸制度の改定、実績評価からコンピテンシー評価へ項目が追加。賃金の総ファンドを変えないまま、賃金の再配分を行うことで進められる。評価方法の問題は誰が評価するのかといった問題が顕在化し、その結果不満や不信感を増大させた。

V 労働組合分裂

2000年9月日本火災支部が臨時支部大会を開催し、全損保脱退を強行する。全損保支部機能再建する事態となった。2001年4月日本火災海上保険と興亜火災海上保険合併「日本興亜損害保険」が誕生。2001年1月三井支部執行部が臨時支部大会を開催し全損保脱退。

第4章 保険金不払い問題と火災保険過収問題

第1節 保険金不払い問題

料率自由化によって料率競争とサービス競争、料率の割引、新商品の開発、自動車保険等の付随的特約競争⁷は激化していった。同時に寡占化による人員削減が進み、事態は、保険金不払い問題、火災過収問題へと発展した。この問題が、前章の展開とどう関連しているのかを検討する。

1-1 保険金不払の実態

まず保険金不支払い問題である。経緯は端緒の脚注のとおりである⁸。そしてこの不払いの規模が、どのような実態に発展したかをまず整理する。2005年8月 大手損害保険6社で過去3年合計5万件を超える支払い漏れが発生していると報じられ、それに対応して2005年9月 損害保険16社が自動車保険の特約条項を中心とした不払いが計16万件67億円にのぼることを公表する。金融庁は、全損害保険会社への不払い件数の調査を命じる。その結果11月に損害保険26社で18万件84億円にものぼった。2005年11月損害保険26社に業務改善命令が発せられた。下表は、保険金不払い規模を表わしたものである。

表 3-1 保険金不払い件数と金額

⁷ 主たる契約に付随的につける、臨時費用保険金等の保険金（見舞金、香典、代車費用等）。

⁸ 損保各社が自主調査をした結果ほとんどの会社で自動車保険付随的保険金の支払い漏れがあったことを公表する。2005年6月ソニー損保が598件の支払いもれを公表する。

保険金不払件数と金額	件数 (万件)	金額 (億円)
自動車特約	49	350
第三分野	0.57	16
合計	49.57	366

(出所) 九条 守 [2018]『保険業界戦後 70 年史』p258

これは、保険業界にとって業界の信頼の根幹にかかわる問題に発展した。①2006年6月損保ジャパン業務停止命令(2週間)社長が辞任する。②2006年7月三井住友海上火災に業務停止命令(2週間)が出される。③2006年7月金融庁、損害保険26社に対して過去5年分の第三分野の保険金支払い状況報告を命じる。④2006年9月に不払い再調査報告を公表する。⑤2007年4月東京海上日動火災保険と日本興亜損害保険が第三分野商品販売を停止する。経過は以上である。このように処分や調査が行われ、保険業界の信用は大きく揺らいだ。

1-2 保険金不払問題の原因

次に保険金不払いがなぜ起きたのかを検討する。各保険会社から公表された業務改善計画等から次のように集約できると論者⁹は整理している。①保険契約の締結時に保険契約者に商品の内容を十分に説明しきれていない。②保険料の自由化が進み、主契約で目減りした収入保険料を補うために、多くの特約を開発して付帯しすぎた。③主契約と特約の事務・システム上の関連管理ができていなかった。④商品部門(開発・管理)と保険金支払い部門との連携ができておらず、保険金支払い部門が商品の内容をしっかり理解できていなかった。⑤営業部門と査定部門との連携もうまくいっていない。⑥監査部門も実態を把握できずにいた。さらに根本原因として1つは、商品の多様化、複雑化、もう一つは生損保に共通する保険金支払いに対する「請求主義¹⁰」という考え方をあげている。以上のような指摘を踏まえて、なぜ保険金不払いが起きたのかその背景と原因を前章との関連で検討する。

1-3 保険金不払の原因と背景

第1として急激な料率自由化により商品開発競争、サービス競争、商品の特約の多様化・複雑化を引き起こし、本来支払われるはずの保険金を見落とした。これは、料率自由化による料率競争によって保険料の低下を防ぐため特約競争がおこり自動車保険が複雑な商品へと変貌した。第2に第1次寡占化により労働者の削減、異種雇用の切り替え、成果主義導入等が行われた。そのため職場では要員の慢性的不足や異種雇用への切り替えが多くなり、従来の正社員の仕事の一部が嘱託やパートへ移行した。その結果、仕事の質の変化が起こった。複雑化した商品へのシステム対応の遅れ、新商品内容の理解不十分さにつながった。第3に査定現場の月間件数目標処理という成果主義が、早期支払いの日常化をつくり特約の見落としにつながった。第4に生損保で、保険金支払いに対する「請求主義」という考え方があり、これが不払いを助長したという

⁹ 九条守 [2018]「保険業界戦後 70 年史」p 259

¹⁰ 契約者から未請求である案件にたいしては、保険会社から保険金の案内をせず、支払わないこと。

らえ方がある。しかしこの問題はこれで済ませる問題ではなく、全体で業務における組織的体制整備ができていなかったのではないか。その根本は、急激な自由化の波に事前に準備ができなかったことに加え、すでに指摘した要員不足、成果主義目標、異種雇用の移行が全体組織体制を欠落させたまま産業全体が料率自由化に突き進んでしまったことにある。第5は、第三分野商品についての教育の不十分さである。これも急激な料率自由化で各社は2001年「医療、介護、がん」の販売合戦に突入するが、代理店教育が不十分なまま販売体制にはいつてしまった。損害保険にとって医療取り扱いが始めてであり、約款や告知義務の教育が不十分であり、さらに不慣れと準備不足、管理体制も不十分なまま発売に突入した。それを裏付けるように、以下当時の政府関係者の当時の記者会見を取り上げる。2007年8月27日、新たに就任した渡辺内閣特命大臣は「保険の方は、いち早くビックバンに巻き込まれた業種であろうと思います。そうしたビックバン先行組が不払い等の問題にゆがみが出てきたといいますか、ビックバン対応を焦ってですね、商品の乱開発が起こってしまったんだらうと思います。」ここでは金融庁、政府が急激な料率の自由化を推進し、保険会社各社の自己責任で経営管理を促がしたのはだれかという問題が欠落している。急激な料率自由化の影響は認めるものの自らの監督責任への反省がないのが特徴である。

1-4 保険金不払いの保険料体系への影響

料率自由化以降の営業保険料の構成

営業保険料				
純保険料 (参考純率)		付加保険料 (各社独自の設定)		
↓		↓		
保険金	事業費		利潤	
	社費			代理店手数料
	人件費	物件費		
↓	↓			
保険金支払いファンド		社費：自由化		

I. 料率競争で純保険料が減り、割引競争になった。その結果営業保険料を引き上げのため特約競争化した
 II. 純保険料は限界があるため、付加保険料で各社独自の設定となり事業費の削減に焦点があたる。事業費の削減は保険料収入が停滞する下で寡占化を促し、さらに人件費、物件費を減少させた。人件費の削減や保険金不払いの要因ともなった。付加保険料部分の自由化は寡占化と事業費率の低下を招いた。

第2節 火災保険過収問題

2006年12月保険金不払い問題が収束しかけたその折、新たな問題が発生した。火災保険料過徴収問題である。以下その内容について次のとおりである。①ツーバイフォー(2×4)¹¹の火災保険料をとりすぎていたことである。ツーバイフォー(2×4)をB構造(鉄骨が主)として引き受けることにしていたにも関わらず、C構造(木造)としてひきうけている契約がかなりあった。

¹¹ 木造建築の工法で「木造枠組壁工法」の一つでの家を建てるときに使われる角材のサイズが「2インチ×4インチ」 1インチ=約2.54センチメートル 高度な技術必要なし

その背景として、米からの急激な木材の輸入により、建築工法や建物の構造が多様化し、外見からその確認が困難となる建物が増えてきた。そのため保険業界に①省令耐火建物¹²等の構造判定誤りが、発生した。その結果、保険料（割引）の適用漏れ（ツーバイフォーや省令耐火建物の割引漏れ）が各社で発生した。金融庁は損害保険会社 22 社に自主調査を求め最終的には、損害保険全体の件数で 153 万件、金額で 371 億円の火災保険料の取りすぎがあったことを公表した。

2-1 火災保険過収問題の原因

なぜこのようなこのような問題が起こったのかを検討する。一つには急激な米国からの木材輸入のため従来、柱・屋根・外壁等の主要構造部の材質や仕様を確認して構造級別を判定していたため代理店、社員はそれに基づく外観から判断した。つまり「建物の性能」から判断すべき建物の構造に対応できる体制が遅れたためである。業界、社員・代理店の商品知識の不充分さは指摘されるが、その背景として急激な米の木材の輸入より各社建物の構造変化に対応できる教育体制が十分ではなかったことが指摘できる。二つめになぜ建物構造の評価が急に仕様規定から性能規定へ判定基準が変わったのかという問題がある。むしろ火災過収問題はこの問題が根本問題である。それは 1989 年に通商問題でアメリカのスーパー 301 条が木材に適用され、建築基準法の改正や住宅性能制度の導入がアメリカによって持ち込まれたことである。米のツーバイフォー住宅が急に輸入され始め、保険業界に柱が木造でも性能で鉄骨に匹敵する新しい規定「省令耐火の建物」が急激に導入された。米の木材普及のため安い保険料基準がつくられた。

2-2 火災保険過収問題と保険料体系への影響

では省令耐火構造の導入によって従来の保険料がどのような影響があり、そのことが保険料価格体系にどんな影響を与えたのかを考察したい。この当時従来の鉄骨構造は B 構造に当たり東京都に例をとると保険金額 1000 円に対して 0.76 円であった。木造の C 構造は 1.31 円に該当した。仮に保険金額 10000 千円だとすると B 構造は 7600 円で C 構造は 13,100 円となり年間で 5500 円の差額が出る。371 億円の過払い分はこの差額の積み重ね分である。しかも適正に処理された分を入れればもっと大きい額の歪んだ料率体系となる。従来の参考純率を歪めてしまったことになる。その後 2010 年頃に、ツーバイフォー(2×4)や省令耐火建物基準は増え、損害保険業界は、火災保険の改定を行い、建物の構造級別については、木造・鉄骨造り・コンクリート等の「材質の種類」である仕様様式と建築基準法等の法令上の「建物の性能」(耐火建築物・準耐火建築物、省令準耐火建物)から判断するようになった。家計分野の住宅物件事実上の保険料率体系の歪みの固定化が行われた¹³。以上、損保経営の信用の根幹を揺るがす保険金不払い問題や火災保険料の過収問題に発展していった経緯を分析した。

2-3 保険金不払、火災過収問題の金融行政への影響

以上保険金不払、火災保険過払い問題の後、金融庁の指導の下、業界は体質改善のため金融商

¹² 建築基準法で定める準耐火構造に準ずる防火性を持つ構造として住宅支援機構が定める基準に適合する住宅をいう。

¹³ 区分がマンション構造 (M 構造)、耐火構造 (T 構造、耐火建築物・準耐火建築物、省令準耐火建物を含む) 非耐火構造 (H 構造、以外の建物) となり、省令耐火構造は耐火構造の中に取込まれ、固定化した

品取引法等を整備し、コンプライアンスの方向に舵を取っていった。料率自由化後 2001 年の金融庁発足から検査方針が、従来の「指導型」から「摘発型」に変更され、国家として積極的な介入による競争の安定化をはかる保険会社のコンプライアンス体制の強化が打ち出された。つまり、料率自由化により事前調整であった行政から事後チェック摘発型に移ったが、生保の破綻、銀行の不良債権処理、損保の一部破綻があり、危機管理行政に移行、さらに保険金不払い、火災過取問題からさらに本格的にコンプライアンス体制（法令厳守）体制に移行していくという経過である。このために金融行政はさらに積極的に介入していくコンプライアンス体制に移行した。2005 年 7 月「契約概要」「注意喚起情報」の導入、2007 年 4 月「意向確認書編」の導入で消費者にとって自らのニーズに合致した保険商品を適切に選択・購入することの重要性が指摘された。これで「意向確認書面」を作成・公布・保存することを提言した。この提言をうけて、金融庁は「総合監督指針」を改定し 2007 年 4 月「意向確認書面」に関する規定を設けた。

終わりに

保険金不払い、火災保険過取問題の原因は米による通商問題、日米保険協議の急激な決着による料率競争、特約競争、寡占化による収益の拡大と事業費率を引き下げが行われたことにある。特約競争による商品の複雑さは消費者にとって「わかりにくい」「不必要な特約付帯」等になった。事業費の効率化により要員不足、不十分な教育体制も保険金不払い要因である。寡占化が進むにつれて、短期利益志向が強まり「効率化」「コスト削減」といった経営が優先されてきた。このように保険金不払い、火災過取問題は料率自由化から第 1 次寡占に至る移行の問題点が損保労働者、保険経営、消費者へ影響したことが背景にある。影響は甚大で金融行政が積極的に介入し法体系を整備し、料率体系は歪曲され、消費者に大きな影響を与えた。

参考文献

- 榊原英資 [2000]『日本と世界が震えた日』中央公論新社。
九条守 [2018]「保険業界戦後 70 年史」 保険毎日新聞社
関岡英之 [2004]『拒否できない日本』文藝春秋
高田太久吉 [2007]「金融ビックバンとアメリカの対日要求」『経済』220 号（2007 年 2 月）
萩原伸次郎 [2007]「アメリカの対日要求と日本資本主義」『経済』225 号（2007 年 7 月）
上田和勇 [2010]『新春特別企画、保険自由化 10 年』保険毎日 2010 年 2 月 3 日号
堀田一吉 [2008]「保険自由化の評価と消費者利益」『保険学雑誌』604 号（2008 年）
池尾和人 [2016]「金融グローバル化の 30 年」『保険学雑誌』第 632 号(2016 年 3 月)
『インシュアランス損保保険統計号 1980 年版～1994 年版』保険研究所（1981 年～1995 年）
『インシュアランス損保保険統計号 1995 年版～2000 年版』保険研究所（1996 年～2001 年）
『インシュアランス損保保険統計号 2001 年版～2019 年版』保険研究所（2000 年～2020 年）
損保協会会長井口会長 [1996]『料率の自由化にあたって』保険毎日新聞社（12 月 20 日号）
損保調査時報 「頑張れ！保険産業②」』Vol.45 NO314』（1997 年 12 月）